

大分県報

令和五年
第四三四号
八月十四日

（月曜日）

目次

告示

道路の供用開始（二件）……………一

選挙管理委員会告示

大分県知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出に対する決定……………一
大分県知事選挙における当選の効力に関する異議の申出に対する決定……………三

公告

都市計画図書の縦覧（四件）……………四

○告示

大分県告示第三百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年八月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年八月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道豊前耶馬溪線

中津市耶馬溪町大字川原口字ナル八四番四
地先から
中津市耶馬溪町大字川原口字ナル四一番二
まで

令五・八・一四

大分県告示第三百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年八月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年八月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道別府挾間線

由布市挾間町赤野字後ヶ谷七二九番一〇から
由布市挾間町挾間字城畑四八番一三まで

令五・八・一四

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第六十九号

令和五年四月九日執行の大分県知事選挙における選挙の効力に関し、大分市舞鶴町一丁目十二番十七号首藤淑子から提起された異議の申出について、次のとおり決定した。

令和五年八月十四日

大分県選挙管理委員会委員長 一木 俊 廣

決定書

大分県大分市舞鶴町一丁目一十二番一七号
異議申出人 首藤 淑子

異議申出人（以下「申出人」という。）から令和五年四月二十四日付けで提起された同年四月九日執行の大分県知事選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出について、大分県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

令和五年八月十四日

大分県報（告示・選管委告示）

一

本件異議の申出を棄却する。

理 由

第1 異議申出の要旨

申出人は、本件選挙を無効とする決定を求めて、本委員会に対し異議を申し出たものである。

1 異議申出の理由

異議申出の理由を要約すると以下のとおりである。

申出人は平成27年の大分県知事選挙の立候補予定者であり、平成31年の大分県知事選挙の立候補者だったが、平成27年の選挙の際は、供託金を納入した直後、大分県警と消防隊員に2か月もの長きに渡り拉致監禁され選挙妨害及び虐殺未遂を受けた。

申出人や家族の命が狙われるような状況で、大分県選挙管理委員会が選挙を執り行って許される理由がない。

令和4年7月6日に、申出人が平成31年4月22日と24日に提出した大分県知事選挙の効力及び当選の効力に係る異議申出書を情報公開請求したが、申出人が提出した異議申出書ではなく改ざんされていた。

このような状況下で実施された本件選挙は無効である。

第2 決定の理由

当委員会は、申出人が本件選挙の選挙人であり、本件異議の申出が形式的要件を備えたものであることから、これを適法なものと認め、受理した後、慎重に審理を行った。

・ 選挙が無効とされるのは、公職選挙法第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反することがあるときで、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

・ ここでいう「選挙の規定に違反することがあるとき」とは「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すもの」（昭和27年12

月4日最高裁判決）とされている。

・ また「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」（昭和29年9月24日最高裁判決）とされている。

・ そして、選挙に不正行為があった事実については、「選挙の無効を主張する者において立証する責任がある」（昭和23年7月29日最高裁判決）とされている。

当委員会は、このような観点から、異議申出の理由について、次のとおり判断する。

申出人は、選挙妨害を受け続けたことにより選挙運動ができなかったと主張するが、実際に誰からどのように選挙妨害を受けたかということについて、具体的な事実に基づき主張が認められない。

また、申出人は、本件選挙の無効を主張するが、本件選挙がどの法令等の規定に違反するのか、何ら示していない。

さらに、申出人は、情報公開請求した異議申出書が改ざんされていたと主張するが、具体的にどのような改ざんがされていたかについて主張がなく、当委員会としても改ざんをした事実はない。

よって、申出人の主張は採用できない。

第3 結論

以上のとおり、本件選挙における選挙の効力を無効とする申出人の主張は理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

令和5年7月26日

大分県選挙管理委員会

委員長 一 木 俊 廣

委員 阿部 良秀
委員 秦 喜美恵
委員 角山 光邦
教 示

この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受け
た日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から30日以内に、福岡高等
裁判所に訴訟を提起することができる。(公職選挙法第203条)

大分県選挙管理委員会告示第七十号

令和五年四月九日執行の大分県知事選挙における当選の効力に関し、大分市舞鶴町一丁目
十二番十七号首藤淑子から提起された異議の申出について、次のとおり決定した。
令和五年八月十四日

大分県選挙管理委員会委員 一 木 俊 廣

決 定 書

大分県大分市舞鶴町1丁目12番17号
異議申出人 首藤 淑子

異議申出人(以下「申出人」という。)から令和5年4月24日付けで提起された
同年4月9日執行の大分県知事選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効
力に関する異議の申出について、大分県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)
は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

理 由

第1 異議申出の要旨

申出人は、本件選挙の当選人佐藤樹一郎(以下「本件当選人」という。)の当選を
無効とする決定を求めて、当委員会に対し異議を申し出たものである。

1 異議申出の理由

異議申出の理由を要約すると以下のとおりである。

申出人が、令和元年5月7日に大分市選挙管理委員会に提出した平成31年4
月21日執行の大分市長選挙の選挙の効力及び当選の効力に係る異議申出書が改
ざんされており原本は行方不明である。

また、以前から情報公開請求をした複数の文書全てに違法行為が見られる。

本件当選人が大分市長を務めた8年間に、大分市役所が行ってきた犯罪は非常
に一大事が多く、本件当選人の当選資格に関して異議の申出を行う。

第2 決定の理由

当委員会は、申出人が本件選挙の選挙人であり、本件異議の申出が形式的要件を
備えたものであることから、これを適法なものと認め、受理した後、慎重に審理を
行った。

・ 当選の効力に関する訴訟においては、当選無効となる違法事由は、「当選無効
は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その
(当選無効)原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法
即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数
の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれ
に当たるものと解するのが相当である。」(平成4年12月17日名古屋高裁判
決、同旨昭和28年2月17日東京高裁判決)とされている。

当委員会は、このような観点から、異議申出の理由について、次のとおり判断す
る。

令和五年八月十四日

大分県 選挙管理委員会

当選人となり得るためには、候補者であること及び被選挙権を有すること等の資格が必要とされる。申出人は、本件当選人の当選人たる資格に関しての異議があると主張するが、本件当選人が当選人たる資格を欠くことについて具体的な事実に基づき主張は認められず、証拠の提出もない。

さらに、申出人は、自身が提出した異議申出書が改ざんされ、情報公開請求をした複数の文書全てに違法行為が見られるとともに、本件当選人が大分市長を務めた8年間に大分市役所が犯罪を行ってきたと主張するが、具体的な主張が認められない。

なお、本件当選人は、立候補届出を適法に受理されており、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第10条の規定による被選挙権を有し、同法第11条、同法第11条の2及び同法第252条並びに政治資金規正法第28条に規定する被選挙権を有しない者には該当しないことについて確認されている。また、地方自治法第142条に規定する関係を有するにもかかわらず公職選挙法第104条の届出をしていない当選人であるとの確認はできず、本件当選人が、当選人となり得る資格を有していないとは認められない。

よって、申出人の主張は採用できない。

第3 結論

以上のとおり、本件選挙における当選の効力を無効とする申出人の主張は理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

令和5年7月26日

大分県選挙管理委員会

委員長 一 木 俊 廣

委員 阿 部 良 秀

委員 秦 喜 美 恵

委員 角 山 光 邦
教 示

この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から30日以内に、福岡高等裁判所に訴訟を提起することができる。（公職選挙法第207条）

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年八月十四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 都市計画の種類及び名称

大分都市計画地区計画 判田地区地区計画（大分市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年八月十四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 都市計画の種類及び名称

大分都市計画緑地 十二号 明野緑地（大分市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条

第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年八月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 都市計画の種類及び名称

大分都市計画下水道 森雨水排水ポンプ場（大分市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年八月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 都市計画の種類及び名称

大分都市計画道路 三・五・四七号 松原国宗線（大分市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課